

実施要領等に関する回答書

令和 8 年 9 月 3 日

プロポーザル参加事業者 様

甲賀市長 岩 永 裕 貴
(公印省略)

担当 上下水道部下水道課

委託名

令和 8 年度 第 2 1 4 号 令和 9 ・ 1 0 ・ 1 1 年度下水道施設包括的維持管理業務委託

(長期継続)

<No.1>

配布書類名	要求水準書
ページ番号	要求水準書全体
項 目 名	各業務
質問内容 :	
業務委託期間中に、最低賃金の引上げや労働市場の変化等により、人件費が入札時の想定を大幅に上回るような状況となった場合について確認させてください。	
このような、受注者が通常想定する人件費の変動の範囲を超える大幅な人件費上昇が生じた場合、発注者との協議や契約金額の変更等による対応を想定されていますでしょうか。	
また、人件費上昇に伴う契約金額の見直しについて、判断基準や具体的な考え方がございましたら、ご教示ください。	
質問回答 :	
労務単価上昇における契約金額の変更については、市から「公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置」に関する通知をした際には、受注者と発注者で協議の上、変更対応します。	

<No. 2>

配布書類名	要求水準書（別紙）
ページ番号	99 p ～103 p
項 目 名	別紙 7－B－1 処理場維持管理業務（農排）
質問内容	： 処理場維持管理業務（農排）について、業務期間中に下水道接続等により、維持管理対象となる処理場が減少または対象外となる場合が想定されます。 その場合、当該処理場に係る維持管理業務の契約金額については、どのような手順と考え方により減額されるのでしょうか。 減額金額が決定される手順と減額の算定方法（対象となる費用項目、算定基準等）について、ご教示ください。
質問回答	： 農業集落排水処理場が公共下水道に接続され、施設が廃止となった期日を基準日とし、それ以降で発生を見込んでいた当該処理場に関する以下の費用項目を減額対象とします。 対象となる費用項目：保守点検費、水質検査費、汚泥処分費、ユーティリティ費

<No. 3>

配布書類名	要求水準書（別紙）
ページ番号	100 p
項 目 名	別紙 7－B－1 処理場維持管理業務（農排）
質問内容	： 要求水準書では、水口管内の農業集落排水処理施設（計 3 か所）について、発生する余剰汚泥を堆肥化するものと記載されています。 一方、受注者からの提案等により、現在対象となっている 3 施設以外の農業集落排水処理施設についても、余剰汚泥の資源化・有効利用を目的として堆肥化を実施することは可能でしょうか。 本業務の履行期間中に、受注者からの提案を起点として、甲賀市との協議・合意の上で堆肥化の対象施設を追加することが可能か、ご教示ください。
質問回答	： 受注者からの提案により、余剰汚泥の堆肥化施設を追加することは可能です。

<No.4>

配布書類名	要求水準書（別紙）
ページ番号	121 p～122 p
項 目 名	別紙 10-A 調査業務（公共）
質問内容： ① 本管調査について 仕様書に「本管の調査回数 2 回」とありますが、入札価格を積算するにあたり、1 回あたりの調査業務の範囲・作業量について確認させてください。「1 回」とは、例えば一定の延長（300m 等）を調査することを 1 回とする考え方でしょうか。それとも、1 日単位を「1 回」、もしくは出動単位を「1 回」とする考え方でしょうか。入札時の積算条件を統一するため、本管調査における「1 回」の定義及び 1 回あたりの想定作業量（調査延長、日数、出動回数等）について、ご教示ください。 ② 取付管調査について 取付管の調査回数についても、1 回の出動を「1 回」とする考え方でしょうか。例えば、1 回の出動において複数箇所の取付管を調査する場合、その調査全体を「1 回」として扱うのでしょうか。入札時の積算条件を明確にするため、取付管調査における「1 回」の定義及び 1 回あたりの想定調査箇所数・作業量について、ご教示ください。	
質問回答： ①本管調査について 「1 回」とは 1 回あたり 4 時間の作業とし、作業量についても、4 時間で実施可能な延長としています。 ②取付管調査について 「1 回」とは 1 回あたり 2 時間の作業とし、作業量についても、2 時間で実施可能な件数としています。	

<No. 5>

配布書類名	要求水準書（別紙）
ページ番号	124 p
項 目 名	11-A 除草及び剪定業務（公共） 5 除草・剪定業務の要求水準 2) 除草作業
質問内容： 作業後は、回収及び処分を必ず行うものとする。 と記載されているが除草後の草は刈り倒しではなく、収集運搬・処分も業務内容に含まれているのでしょうか。 含まれているのであれば施設維持管理における除草後の草については一般廃棄物の扱いになるため、 7-B-1 処理場維持管理業務（農排） 5 処理場維持管理業務（農排）の要求水準 (4) 水口地区処理場の余剰汚泥 に記載のあるように、 市の指定する業者、もしくは一般廃棄物収集運搬・処分許可業者に委託する。 という文言が必要なのではないでしょうか。 126 p 別紙 11-B 除草業務（農排）においても同様。	
質問回答： 記載のとおり、収集運搬・処分も含まれています。 一般廃棄物については、一般廃棄物収集運搬・処分許可業者に委託し、適正に処理していただきますようお願いいたします。	

<No.6>

配布書類名	要求水準書（別紙）
ページ番号	144p
項 目 名	【別紙18】安全対策及び衛生管理
質問内容	質問内容： 要求水準書別紙18において、「ばっ気沈砂槽のばっ気、沈砂排出ポンプの運転を適切に行うことにより、槽内水、汚物の腐敗を防止し、砂溜槽の土砂、汚泥等の掃除をこまめに行うこと」と記載されています。 当該清掃により発生する土砂等について、甲賀プラントでは引取りができないものと認識しておりますが、発生した土砂等については、どの処分先への搬出・処分を想定されていますでしょうか。 また、これらの土砂等の収集・運搬及び処分に要する費用については、受注者の負担となるのでしょうか。それとも発注者側での負担・精算等を想定されていますでしょうか。 入札価格の積算に必要となるため、想定されている処分方法、処分先及び費用負担の考え方について、ご教示ください。
質問回答	質問回答： 土砂等の収集・運搬及び処分に要する業務及び費用は計上しておりませんが、土砂の搬出・処分が必要となった際は、受注者と発注者で協議の上、対応します。

<No. 7>

配布書類名	要求水準書（別紙）
ページ番号	153 p ～154 p
項 目 名	【別紙２２】ユーティリティ費
質問内容	： ユーティリティ費については、過去の使用実績等を基に想定額が設定されているものと認識しております。 一方、電気料金、燃料費等については、近年の物価・エネルギー価格の変動が大きく、契約期間中に当初想定額を大きく上回る可能性も考えられます。 このように、ユーティリティ費が当初想定額を上回った場合の費用負担について、どのような考え方を想定されているのでしょうか。 また、発注者において「想定を上回った」と判断する基準や、一定の上昇幅を超えた場合の協議・精算等の仕組みがあれば、併せてご教示ください。
質問回答	： ユーティリティ費の変動については、毎月実施する部分完了検査において確認を行います。価格上昇が確認された際は、より安価な調達先等の検討を実施した上で、当初見込んでいた想定額を上回る場合は、受注者と発注者で協議の上、対応します。

<No.8>

配布書類名	要求水準書（別紙）
ページ番号	153p～154p
項 目 名	【別紙２２】ユーティリティ費
質問内容：	
ユーティリティ費について、受注者が業務を遂行する上で、現在想定されている供給事業者・調達先から、より効率的・経済的な調達が可能な事業者等へ変更することは可能でしょうか。 また、受注者の提案・工夫等により調達先を変更した結果、要求水準を満たした上でユーティリティ費を削減できた場合、その削減額（調達差額）については、受注者に帰属するものと考えてよいでしょうか。 併せて、ユーティリティ費の調達先の選定・変更及び削減額の取扱いについて、発注者の基本的な考え方をご教示ください。	
質問回答：	
調達先の変更は可能とします。受注者が行う提案・工夫等の企業努力により削減された削減額については受注者に帰属するものとします。	